

件名	愛媛県県立高等技術専門校条例の一部を改正する条例
主管課	労政雇用課
根拠法令等	

**【改正の概要】**

高等技術専門校の名称を変更し、今治校と松山校を統合するもの。

**1 高等技術専門校を「産業技術専門校」に改称**

○ 改称理由

- ・「新居浜工業高等専門学校」との混同を招いており、また、訓練内容も基礎的な技能・知識を付与する訓練が中心で、名称と訓練実態が乖離
- ・合わせて、産業人材の育成・供給機関としての役割を明確化するため、名称の変更が必要

○ 条例名の変更 「愛媛県県立高等技術専門校条例」→「愛媛県県立産業技術専門校条例」

**2 今治校と松山校を「愛媛中央校」として統合**

○ 愛媛の中央部における職業訓練の基幹組織として、今治校と松山校を統合。

○ 松山校のある中予地域には、ポリテクセンター愛媛や多くの民間教育訓練機関の立地があることなどから、松山校は委託訓練に特化し、外部機関を活用した体制とする。

名 称	位 置
愛媛県立新居浜高等技術専門校	新居浜市
愛媛県立今治高等技術専門校	今治市
愛媛県立松山高等技術専門校	松山市
愛媛県立宇和島高等技術専門校	宇和島市

→

名 称	位 置
愛媛県立新居浜産業技術専門校	新居浜市
愛媛県立愛媛中央産業技術専門校	今治市
愛媛県立宇和島産業技術専門校	宇和島市

**3 附則改正 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正**

○ 高等技術専門校の名称変更に伴う規定整備

施行日	平成31年4月1日
-----	-----------

**【その他参考事項】**